令和６年度地域連携若者起業家支援事業募集要領

１．事業の目的

金沢市内において、起業を志す若者や開業して間もない若者起業家に対して事業資金等を支援することにより、次代を担う若者による個性的で魅力あふれる起業を促し、地域と連携して、地域コミュニティの醸成を図ります。

２．用語の意義

（１）地域コミュニティ

　　住民相互の連帯意識に基づく人と人とのつながりを基礎とする地域社会をいう。

（２）商店街

　　次のアからウまでのいずれかに該当する団体をいう。

ア　法人格を有する商店街

イ　小売業、サービス業その他これらに類する事業を営む者により組織され、その構成員の人数が３０人以上のもの

ウ　金沢市商店街連盟に加入している商店街

（３）町会その他の地域団体

　　次のいずれにも該当する団体をいう。

　　ア　地域活動を行うことを主たる目的とする団体で、当該地域の住民により組織されるもの

　　イ　各団体において、金沢市域を統括する組織に加入する団体

（４）地域活動

　　住民相互の交流、安心して暮らせる生活環境の確保等良好な地域コミュニティの維持及び形成に資する活動をいう。

（５）和食

　　多様で新鮮な食材とその持ち味を尊重し、栄養バランスに優れた健康的な食事を提供するとともに、自然の美しさや季節の移ろいを表現し、年中行事との密接な関わりを持つものとして、市長が適当であると認める料理をいう。

（６）１年未満の事業運営

事業の運営で、次のアまたはイのいずれかに該当するものをいう。

ア　開業届出書に記載された開業日が、令和５年４月２日以後であること。

イ　法人設立の登記日が、令和５年４月２日以後であること。

３．対象事業の要件

　次のいずれにも該当する事業であること。

1. 令和６年９月３０日までに起業できること。
2. 店舗において行う事業であること。

※ただし、次のいずれかに該当する事業は、対象事業となりません。

ア　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に基づく営業の許可または届出を要する事業（ただし、同法第３３条第１項に規定する深夜における酒類提供飲食店営業の届出を要する事業を除く）

イ　政治活動や宗教活動を目的とする事業

ウ　起業する店舗の営業時間が、午後８時から翌日の午前１０時までの間に限られる事業

エ　中小小売商業振興法（昭和４８年法律第１０１号）第１１条に規定する特定連鎖化事業

（フランチャイズ事業）に加盟して行われる事業

オ　この要領に規定する奨励金及び補助金以外の奨励金、補助金その他これらに準ずるものの交付を受けている事業

（例：国が実施する「創業・事業承継補助金」、金沢市が実施する「中心市街地出店促進フォローアップ事業」、「地域商店街出店促進事業」など）

カ　その他市長が当該地域連携若者起業家支援事業の趣旨に合致しないと認める事業

４．対象者の要件

次のいずれにも該当する者であること。

1. 起業または１年未満の事業運営をする個人または法人
2. 年齢（法人の場合は代表者の年齢）が、令和６年４月１日時点で４０歳未満であること
3. 市内において起業をし、また市内に存する商店街の団体または町会その他の地域団体に加入する者
4. 加入する商店街の団体または町会その他の地域団体から推薦を受けた者

※ただし、次のいずれかに該当する者は、対象者となりません。

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に規定する者または同条第２項各号のいずれかに該当し、その事実があった後２年を経過しない者

イ　金沢市入札参加資格者指名停止措置要領（平成１９年４月１日決裁）に基づく指名停止期間中である者

ウ　市税、法人税、消費税または地方消費税を滞納している者

エ　民事再生法(平成１１年法律第２２５号)の規定により再生手続開始の決定を受けて

いる者

オ　会社更生法(平成１４年法律第１５４号)の規定により更生手続開始の決定を受けて

いる者

カ　破産法(平成１６年法律第７５号)の規定により破産手続開始の決定を受けている者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条

第２号に掲げる暴力団及び同条第６号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる

活動を行う者

５．支援内容

　被採択者（後述する審査会で採択された者）は、次の（１）～（３）の支援を受けることができます。ただし、毎年度予算の範囲内で実施します。

（１）奨励金の支給（万円未満切捨）

　　　①内容

　　　　開業奨励金：採択決定日から６か月を経過した日までにかかった経費

（助成限度額１００万円）

　　　継続奨励金（１年目）：採択決定日から１年を経過した日までにかかった経費

（助成限度額５０万円）

　　　継続奨励金（２年目）：採択決定後１年を経過した日の翌日から採択決定後２年を経過し

　　　　　　　　　　　　　 た日までにかかった経費

　　　　　　　　　　　 　（助成限度額５０万円）

　　　②対象経費

　　　　起業に係る必要な経費

広告宣伝費、従業員人件費、車両・ＯＡ機器等のリース料、光熱水費、通信運搬費、

起業に必要な官公庁等への申請書類作成費、雑役務費、デザイン料、

マーケティング調査費、プロバイダ契約料、電話・インターネット回線使用料、

イベント費、消耗品費、委託費（事業の一部を第三者に委託する費用）、

コンサルタント費、印刷製本費、保険料、家賃（礼金、敷金の類を除く）、その他事業実施に必要な経費

※内外装工事費、備品購入費（概ね１万円以上のもの）、仕入および仕入れにかかる経費は除きます。また領収書等の証拠書類によって金額が確認できるものに限ります。

③支給方法（被採択者からの請求に基づき支給）

上記②の対象経費に対し、期間満了後、実績払いにて支給します。

（２）アドバイザーの派遣

被採択者からの求めに応じ、年８回を限度として、事業の運営等について指導・助言を行うアドバイザーを派遣します。またアドバイザーへの謝金等は市が負担します。

６．応募の手続き

　（１）提出書類

　　　次に掲げる書類を作成し、提出してください。（必須）

①地域連携若者起業家支援事業　応募申込書（様式１）

②地域連携若者起業家支援事業　出店計画書（様式２）

　　　　③地域連携若者起業家支援事業　加入団体推薦書（様式３）

④その他身分等に関する書類

　　　　　ア　代表者の住民票（３ヶ月以内のもの）

　　　　　イ　市税滞納有無調査承諾書（様式４）

　　　以下は要件に該当する方のみご提出ください。

⑤これから起業する方は、前年度の源泉徴収票もしくは所得証明書

⑥法人の場合は商業登記簿謄本

⑦１年未満の事業運営をする方は、決算書（貸借対照表、損益計算書など）。

また決算書がない場合は経理状況がわかる資料。

⑧個人で１年未満の事業運営をする方は、税務署へ提出した開業届書の写し。

あるいは事業開始日がわかるもの。

　　※応募後、必要に応じ、追加資料をご提出いただく場合があります。

　（２）提出方法

　　　　直接ご持参ください。（郵送は不可）

　（３）提出先

　　　　金沢市広坂１丁目１番１号　金沢市役所５階　金沢市経済局産業政策課

　（４）提出期間

　　　　令和６年５月３１日（金）午後５時４５分まで（必着）

　（５）留意事項

①様式の規格は原則としてＡ４版タテとします。

②手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とします。

③文章の補完のために写真、イラスト等を用いてもかまいません。

④提出された申請書類は返却しません。

７．採択の決定

　（１）選定方法

　　　・審査は、一次審査（書類選考）及び二次審査（面接）により行います。

・一次審査では、申請書類の精査を行います。一次審査を通過しなかった案件については、二次審査を受けることはできません。

・二次審査は金沢市が委嘱した外部の有識者を含めた審査会において、出店計画のプレゼンテーションによって審査します。

なお、二次審査の選定にあたっては、下記（２）の審査基準により審査を行い、最も優れた者から予算の範囲内において採択を決定します。

（２）審査基準

　　主に次のような観点から審査を実施します。

　　　①市場性：起業する業種の市場ニーズが高いか。

②実現性：出店計画及びコンセプトが優れているか。

③優位性：他店にはない強みや独創性があるか。

④継続性：資金繰りなどの収支計画が妥当であり、継続的に経営できるか。

⑤地域貢献性：地域コミュニティや商店街活性化への寄与が見込めるか。

⑥支援有効性：市の支援事業として効果があるか、また真に市の支援が必要か。

⑦熱意等：事業経営にあたり熱意があるか。

（３）審査結果

　　　審査対象となった応募者全員に対し、一次審査及び二次審査の結果を書面で通知します。

（４）採択件数（予定）

　　５件程度

８．遵守事項

（１）事業の継続

被採択者は事業の継続に努め、採択決定から２年間は、各年度における事業成果の状況を報告してください。万が一、採択決定後に事業を変更しようとする場合、もしくは事業を中止または廃止しようとする場合は、事前に承認を受けなければなりません。その場合は市と協議し、助成金の一部または全部を返還していただくことがあります。

（２）地域活動への参加

被採択者は商店街の団体または町会その他の地域団体の一員として、地域コミュニティの活性化に貢献し、地域活動に積極的に取り組んでいただきます。活動内容は、各年度における事業成果の状況を報告する際に併せて報告してください。

９．その他

（１）問い合わせ先

　　　　〒920-8577　金沢市広坂１丁目１番１号

金沢市経済局産業政策課（℡220-2204　Fax 260-7191）

（２）スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 内　　容 | 時　　期 |
| 応募締切 | ５月３１日（金）まで |
| 一次審査（書類審査）結果通知 | 応募締切後１０日程度でお知らせします |
| 二次審査（面接審査） | ６月下旬（予定） |
| 採択結果の通知 | ６月下旬（予定） |

（３）事業成果の公表

　　市は、支援事業の普及促進及び事業効果を高めることを目的に、開業店舗の名称等を含め、事業の内容の全部または一部を随時公表することができるものとします。